

## 陳 情 文 書 表

平成30年第3回（6月）岐阜市議会定例会

平成30年 3 月 2 日から

平成30年 6 月 1 日まで

陳 情 番 号	陳情第1号
件 名	生活保護受給等に関する陳情
受付年月日	平成30年5月2日
陳情代表者 住所・氏名	北海道旭川市大町2条17丁目576番地の5 杉尾正明
回付委員会	厚生委員会
<p>（ 陳 情 要 旨 ）</p> <p>憲法第25条の理念に基づく生活保護法第2条においては、「すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護を、無差別平等に受けることができる。」と規定されている。</p> <p>また、公務員及び議員に対する給与、歳費及び報酬等においても、支給する、受けると規定され、個人住民税の非課税の範囲についても、障害者、未成年者、寡婦又は寡夫等のほか、生活保護法の規程による生活扶助を受けている者と規定されている。</p> <p>一方、生活保護法に基づく生活保護受給世帯を、生活保護利用世帯と表記、表現等すべきといった趣旨の報道がされるようになってきている。「利用」には、役に立つよう使う、人を利用する、方便につかう、だしにつかう場合等があるが、通常、公的年金受給世帯を公的年金利用世帯と表記、表現等することはなく、また、公的医療保険等の受診の際に公的医療保険利用世帯と表記、表現等することもない。</p> <p>公的年金の受給権や公的医療保険の受診権と同様に、生活保護の受給権も保障されているとの世論が強まっている。どんなに生活に困窮していても、生活保護を申請し、決定、受給しなければ、生活扶助や医療扶助を受けることはできない。このことは、我が国最大の人権侵害である高額な国民健康保険料（税）の支払いができないため、治療がおくれ、病状が重症化したり、死亡したりする事例からも明らかである。</p> <p>したがって、「生活保護受給」を「生活保護利用」とする旨の表記、表現等については違和感があると考え、慎重な取り扱いをされるよう陳情する。</p> <p style="text-align: right;">（資料掲載略）</p>	

陳情番号	陳情第2号
件名	新庁舎本体工事に関する陳情
受付年月日	平成30年5月31日
陳情代表者 住所・氏名	岐阜市木造町45番地 松波 薫
回付委員会	総務委員会

( 陳情要旨 )

平成29年3月、岐阜市の新庁舎建設工事の前段階として蚕糸会館の解体工事が行われた。その際、5階建ての非常に大きなビルであるにもかかわらず、通常、使用されるビル解体専用の大型機械が使用されていなかった。不審に思い工事業者に問い合わせたところ、「我々の会社はビル解体専用の大型機械を所有しており、本来はそれを使用して工事を行いたいが、そのためには、ぎふメディアコスモスの駐車場に大型専用機械を置かなければならない。しかし、ぎふメディアコスモス側が、土曜日及び日曜日はイベントを行うことから駐車場を利用者へ開放したいと要求してきたため、大型専用機械が使用できない。結果的に手間のかかる作業となり、時間及び予算がオーバーして困っている。」とのことであった。

一方、蚕糸会館東側の同規模の建物である酒造会館については、同じ業者が解体工事を行ったものの、ぎふメディアコスモスの駐車場を使用しなくても大型専用機械が使えたため、蚕糸会館と比較して非常に短時間で解体工事が完了しており、そのことから、ぎふメディアコスモス側の本末転倒の要求が、いたずらに解体工事期間の延長を招いたことは明らかである。

工事が長くなれば、それに比例して近隣住民への騒音、振動などに対する負担がふえることとなる。たまに来館するだけのぎふメディアコスモス利用者の便益と、そこで生活する近隣住民の負担軽減のどちらを優先させるべきかを考えたとき、近隣住民の負担軽減であることは言うまでもなく、それが原則である。

よって、今後、長期にわたる新庁舎建設工事が本格化していく中、再び利用者にそんなたくし、近隣住民の不利益に配慮のない要求を建設業者にすることがないように、岐阜市議会からぎふメディアコスモスを初めとする岐阜市関係部局に対し、原則の確認と徹底を伝えていただくことを陳情する。